

退職金と税金

上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1
デザインセンタービル 2F
Tel : 0263-88-2514
Fax : 0263-88-2516

令和3年度税制改正において、退職所得は増税方向の見直しがなされます。
対象となるケースは少ないかと思いますが、現行の計算方法及び、改正点について確認をしましょう。

【現行制度】

★退職金に係る所得税額 = 課税退職所得 × 税率(累進課税)

★課税退職所得 = (退職金の額 - 退職所得控除額) × 1/2

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数(最低80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、1/2を乗じません

【改正のポイント】

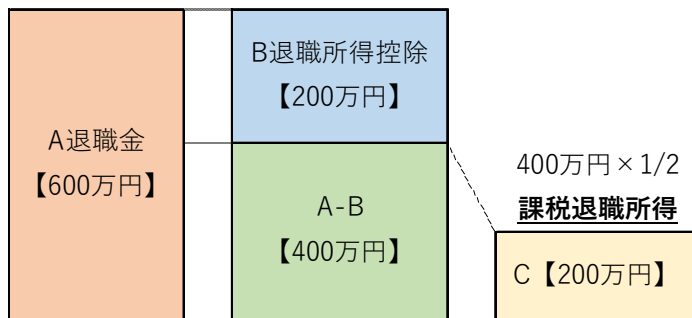
★勤続年数5年以下の『従業員』についても、1/2を乗じない部分が生じる

[退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分]

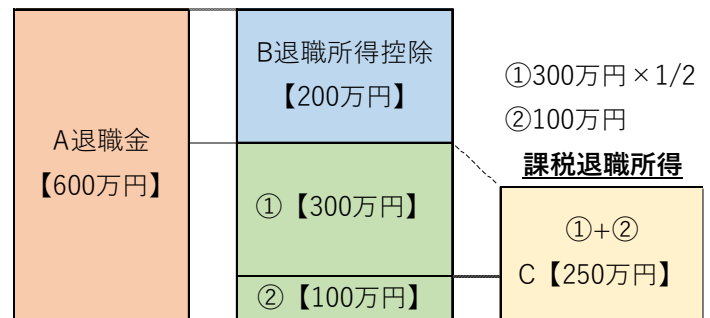
★2022[令和4年]分以降に適用

勤続年数5年の従業員が退職金[600万円]を受け取った際の退職所得の計算例

【従来】



【改正後】



勤続年数	従業員	役員等
5年以下	× 1/2	-
5年超	× 1/2	× 1/2

【改正後】

勤続年数	従業員		役員等
5年以下	【A-B】 300万円以下の部分	【A-B】 300万円を超える部分	-
	× 1/2	-	
5年超	× 1/2		× 1/2